

# 第1回Jミルク酪農乳業セミナー 「消費者との信頼を強めるために」



## 消費者との キズナづくり ～酪農乳業への期待～

平成24年4月20日  
全国消費者団体連絡会

右上の写真は津波に襲われる八戸飼料コンビナート(日ハムさんから拝借)

事務局長 阿南 久

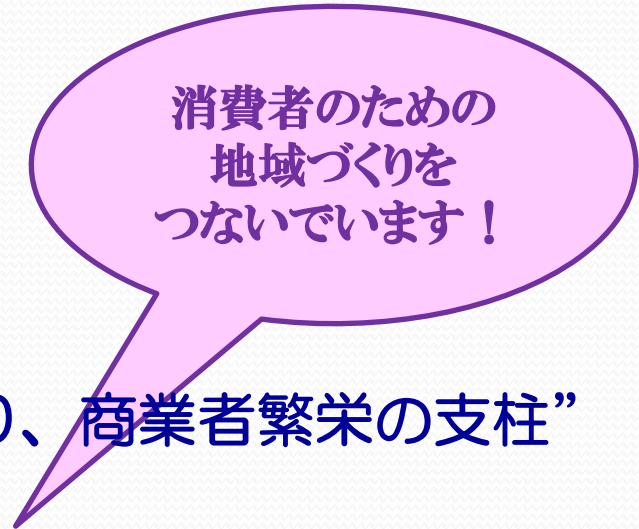


# 全国消団連の紹介

- 1956年12月結成
- 第1回消費者大会（1957年）

## 「消費者宣言」

“消費者大衆こそ経済繁栄の母であり、商業者繁栄の支柱”  
“私たち消費者大衆こそ主権者”



- 47団体（中央団体24・地方消費者連絡組織23）

＊行政や関係方面への要請

＊情報共有の場づくり      ＊調査研究

1993年「環境基本法」、1994年「製造物責任法」、2000年「消費者契約法」、  
2003年「食品安全基本法」(食品安全委員会設置)・食品衛生法改正、2004年  
「消費者基本法」・「食育基本法」、2006年「消費者団体訴訟制度」、  
2007年～消費者行政一元化実現(消費者庁創設)の取り組み

# 3. 11 消費者の不安

## 牛乳、ヨーグルトがなくなった？

- 工場が稼働できない？
- 牛の飼料がない？
- 放射性物質汚染！





今困っていることは①ガソリンがない事！②灯油がないこと！  
そのため下記の写真のように生協の店舗も棚がガラガラ！！道路もガラガラ。避難所も市民も困っています！



▲産直野菜売場。



▲納豆・豆腐などの日配売場。すぐ売り切れ。



▲肉売場。地元の豚肉や牛肉が少量あるのみ。



▲卵売場 運べない

▼牛乳売場、運べない



▲魚売場。商品がない。



▲米売場、すぐ売り切れで不安



▲パスタ等売場もなく、主食系ピンチ ▲カップラーメン系もなし



\* 陸前高田市長コメント～避難場所に灯油がない  
→早く灯油を！悲痛な訴え←早くまわして！！

\* いわて生協～組合員ボランティアが3千個のおにぎりを作り、けせん・釜石・宮古の避難所へ

\* 避難所への配送トラックは自前のBDF（廃油のバイオ燃料）使用

\* 避難所へは食べ物がだいぶ届くようになったがまだまだ・・・

- 石油製品がない！
- 食べ物がない！
- 情報がない！

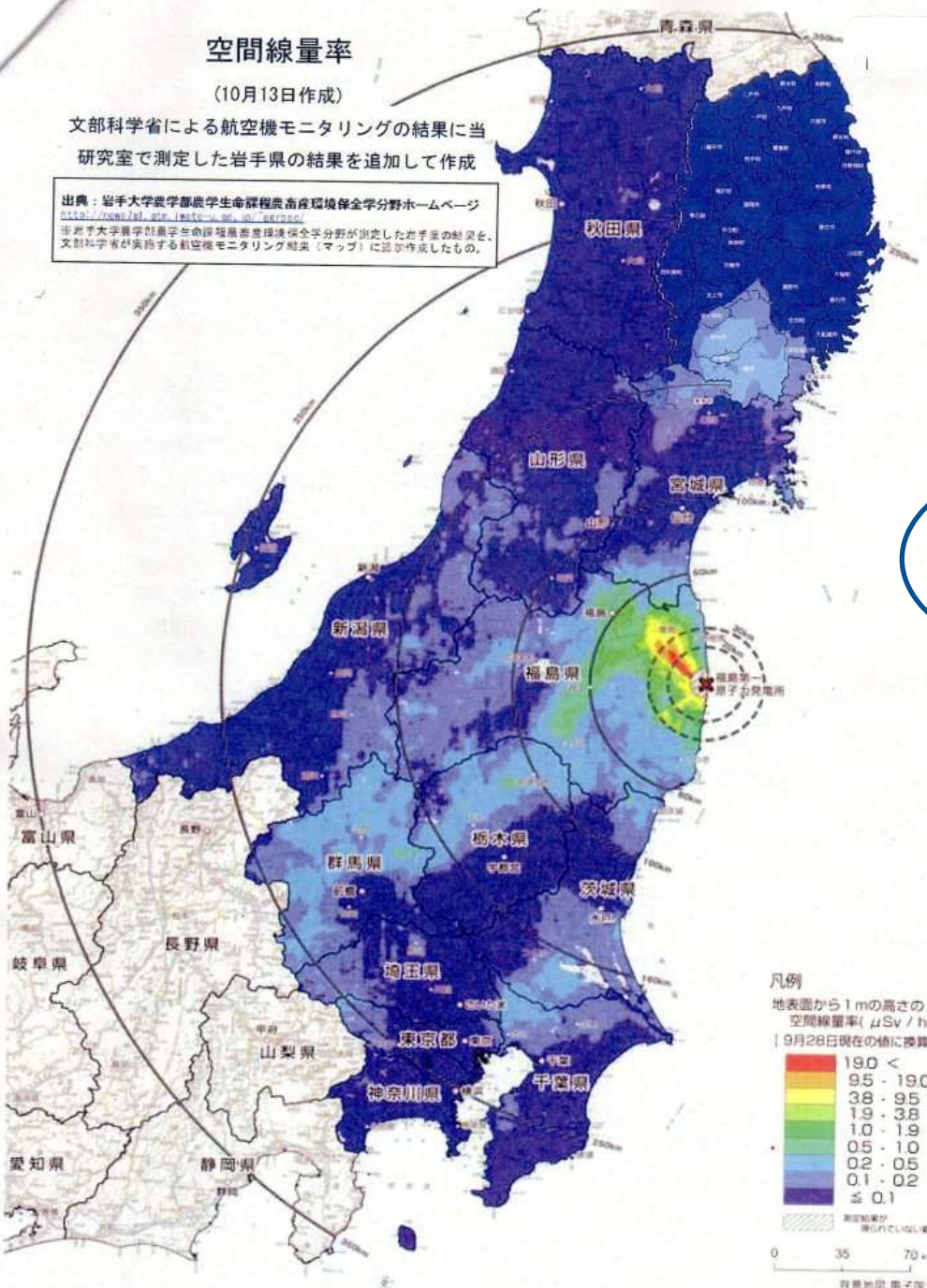


# 空間線量率

(10月13日作成)

文部科学省による航空機モニタリングの結果に当  
研究室で測定した岩手県の結果を追加して作成

出典：岩手大学農学部農学生命課程農畜環境保全学分野ホームページ  
<http://www1.nibio.ac.jp/~fukushima/>  
岩手大学農学部農学生命課程農畜環境保全学分野が測定した岩手県の結果と、  
文部科学省が実施する航空機モニタリング結果（マップ）に追加作成したもの。



- 情報が遅い
- 難しい

隠して  
る？

政府も科学  
者も信じられ  
ない！



# 不安・不信・対立





連続学習会の開催

- **情報さがし!**

- **生活関連物資供給調査**  
 ~3/17より全国消団連事務局で実施

**【3月23日発信】~こんなポスター見かけました**

3月17日以降、事務局員で手分けをし、居住地周辺(東京、埼玉、千葉など)のスーパーマーケットなどでの生活関連物資の供給動向などをウォッチし続けています。

各お店とも米やパン、温度帯を問わない麺類、水、牛乳、豆腐、納豆、レトルト米飯、レトルトカレー、パスタ、お刺身、トイレットペーパー、ティッシュ、乾電池、ろうそくなどが軒並み店頭から消えていました。

春休みに入った地域も多く、子ども達が家庭で昼食をとる機会が増えます。

昼食に関係する食材の動向や牛乳の動向には注意が必要です。

ただ今週に入ってから、お米やパン類など、種類は豊富とまでは行きませんが、店頭で品切れせずに並びだしている様子を見うけます。買いだめや買い周りなども一定鎮静化してきたかと思われれます。

そんな状況ですが、とあるスーパーでこんなポスターを見かけました。品切れのお詫びや計画停電による照明ダウンのお詫びばかりが掲示されている中で、改めてはっとさせられたポスターでした。

右側のポスターは異なるドラッグストアでも店頭に掲げられていました。

<p><b>みんなで分け合えば、できること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12ロール → 1,000人分</li> <li>10リットル → 4人</li> <li>1斤 → 1家分</li> <li>1x → 10人分</li> <li>5kg → 120人分</li> <li>1箱 → 100人</li> </ul> <p><small>食品、日用品の買いすぎをお控えください。分け合う気持ちも大切に。          ~2011 東北地方太平洋沖地震~</small></p>	<p><b>お客様へのお願い</b></p> <p>この度の震災で東北地方の被災者の皆さまが大変な思いをされております。</p> <p>私たちが冷静な行動をとることで、被災地へ物資が届きやすくなります。</p> <p>どうぞ買いだめ・買い置き防止にご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>現在、ガソリン不足などの理由でトラック物流が混乱しており、商品の入荷が遅れておりますが、落ち着けば動き出しますのでどうぞ冷静な行動をお願いいたします。</p>
--	---

## 食品安全に関わる今年度の取り組みから

### ● ホントのことを知りたい！学習シリーズ

#### 「放射性物質汚染と私たちの暮らし その1」 5月12日 62名参加

講師；(独)放射線医学総合研究所緊急被ばく医療研究センター長 明石 真言氏

厚労省医薬食品局食品安全部監視安全課長 加地 祥文氏



#### 〈参加登録時にいただいた主な質問〉

- \* 放射性物質の種類と影響
- \* 基準値の決め方
- \* 内部被ばく
- \* 乳幼児への影響
- \* 検査法
- \* 減らす方法
- \* 水産物汚染

#### 〈当日の質問〉

- \* 食物連鎖
- \* 制限解除の手続き

#### 〈参加者アンケートより「放射性物質汚染問題の学習会で今後取り上げてもらいたいもの」〉

- \* 原発と電力・エネルギー
- \* 汚染と食品安全の具体的な考え方やポイント
- \* 物理学的半減期、生物学的半減期について牛乳、肉など具体的な食品ごとの内容
- \* 魚介類への影響
- \* 半減期の長いセシウム等による土壌汚染対策
- \* お米、果物、お酒など、今後の農作物への影響
- \* 広島、長崎、スリーマイル、チェルノブイリにおける線量変化
- \* 事故後の汚染状況の変化など

● 「東日本大震災に関する学習」と「放射性物質汚染問題と私たちの暮らし」  
学習(5/19全国消団連・平成23年度第一回「全体会議」のプログラムとして実施)

★岩手県消費者団体連絡協議会からの報告

事務局長 伊藤 慶子さん

★福島県消費者ネットワークからの報告

事務局長 佐藤 一夫さん

●報告「漁業者の現状について」

全国漁業協同組合連合会漁政部長 大森 敏弘さん

●講演「水産物の放射性物質汚染について」

講師;水産庁増殖推進部研究指導課研究管理官 森田 貴己さん

——1954年ビキニ水爆実験以降の国の取り組みを含めて、放射性セシウムの魚体内での動き方や、暫定規制値、モニタリング検査などについてお話しいただいた



〈参加者の感想から〉

- \*食物連鎖、魚体の浸透圧などの話から現状の安全性がわかった。報道されている結果だけでなく要因も含めて解説してもらえれば不安も薄れる \*長期間放射性物質の測定を続けてきた経験をもとにしたお話には説得力がある。頭や内臓の方がセシウム濃度が高いと思っていたことが逆だったこと、淡水魚の方が体外に排出されるのが遅いことがわかった。 \*情報をよく見て選択すること、むやみに恐れる必要はないことが分かった。 \*福島県の方々に対するひどい言動をやめるように。根拠のない風評は否定し、正しい知識を広めるべき。産品購入や旅行などで協力したいと思った。 \*被災地では今も厳しい避難生活を強いられている。被災地の再生のために被災地の生産物の利用、旅行などできることで協力していかなければいけないと思った。



## ● 6/7ホントのことを知りたい！！ 学習シリーズ

### 「食中毒を起こさないために暮らしの中で注意したいこと」

#### 【講師】

社団法人日本食品衛生協会 常務理事 高谷 幸(さとし)さん  
同事業部係長 中村 紀子さん  
同事業部係長 岡本 愛さん

#### 【感想】

○高谷先生の話は面白かった。○食中毒の分類、予防など詳しくわかりました。教育、啓発の必要性を痛感した。○網羅的かつ詳細な内容で大変為になりました。○とても参考になりました。住民への啓発に役立てたいと思います。○細菌の特性等について学習できた、実践的なことがあると良かった。○食中毒予防の注意点が学べてとても有意義だった。食育の大切を実感。今日の内容をもっとわかりやすく伝える必要があると感じた。○改めて基本的な点を確認できた。○気になっていた食中毒菌の情報の整理ができてよかったです。予防の実践的な方法をまとめていただいて周りの人にも伝えたいと思いました。○食品事故の一番は食中毒ですね。その割に一般の消費者教育はされていないと思います。消費者が相談する窓口は保健所が身近だとは思いますが、もっと「窓口」として明確になっていると相談しやすいです。保健所は事故が起きてしまってから連絡するところ、だと思われています。○改めて勉強になりました。



# 被災地応援・産地訪問

## ● “復興をともに！懇親食事会”

主婦会館のレストランの協力を得て被災地の食材を使ったお料理を楽しみました



- 宮城県塩釜(10/12)
- 伊藤園・静岡相良工場訪問(10/14)
- 香川庵冶漁協(10/28)



## ● 11/2 ホントのことを知りたい！！ 学習シリーズ

「復興をともに！いま私たちにできることを考えてみよう」

- \*セーブザチルドレン 東日本大震災復興事業部(こどもにやさしい地域づくり) 津田 知子さん
- \*さいたまコープ・参加とネットワーク推進室 地域ネットワーク 部長 福岡 和敏さん
- \*日本青年団協議会 事務局長 田中 潮さん
- \*陸前高田市青年団体協議会 会長 橋詰 琢見さん
- \*内閣官房 東日本大震災復興対策本部 参事官 安東 義雄さん





● 11/21 ホントのことを知りたい！！ 学習シリーズ  
「放射性物質汚染問題と私たちの暮らし 2  
～安心して食べるために 知っておきたいこと～」

★独立行政法人 放射線医学総合研究所  
理事 明石 真言さん

★農林水産省 審議官(消費安全局) 姫田 尚さん

★消費者庁 消費者政策課長 黒田 岳士さん



● 12/3「第50回全国消費者大会」報告とパネルディスカッション1  
「被災者を支援し、被災地の復興のために必要なことは何か」

- 液状化現象による住宅被害  
千葉・茨城公団住宅自治会協議会袖ヶ浦団地自治会長 佐藤志郎さん
- 放射性物質汚染と福島県民の状況  
福島県消費者ネットワーク事務局長 佐藤一夫さん
- 大学生による被災地支援活動  
全国大学生協連全国学生委員 富川竜生さん
- 被災地自治体からの報告  
陸前高田市市長 戸羽太さん
- コーディネーター；NHKエグゼクティブアナウンサー 古屋和雄さん





# 2011年度の「地方消費者グループフォーラム」における学びあいと情報共有！ ～消費者庁と各ブロック実行委員会の共催・全国8会場・1,249名参加～



3/21東北ブロック  
「放射能から食の安全を考える」  
分科会がもたれた



11/29 北海道「食品と放射能」  
水産庁・森田研究管理官講演



3/6関東ブロック  
松原消費者担当大臣がごあいさつ



1/27 中国・四国ブロック  
分科会の様子・長官も参加



2/24北陸ブロック  
分科会「食の大切さを語り合おう」



2/15九州沖縄ブロック  
分科会「食の安全・安心問題」

# 消費者は、 どこから、どうやって 情報を得ているか？

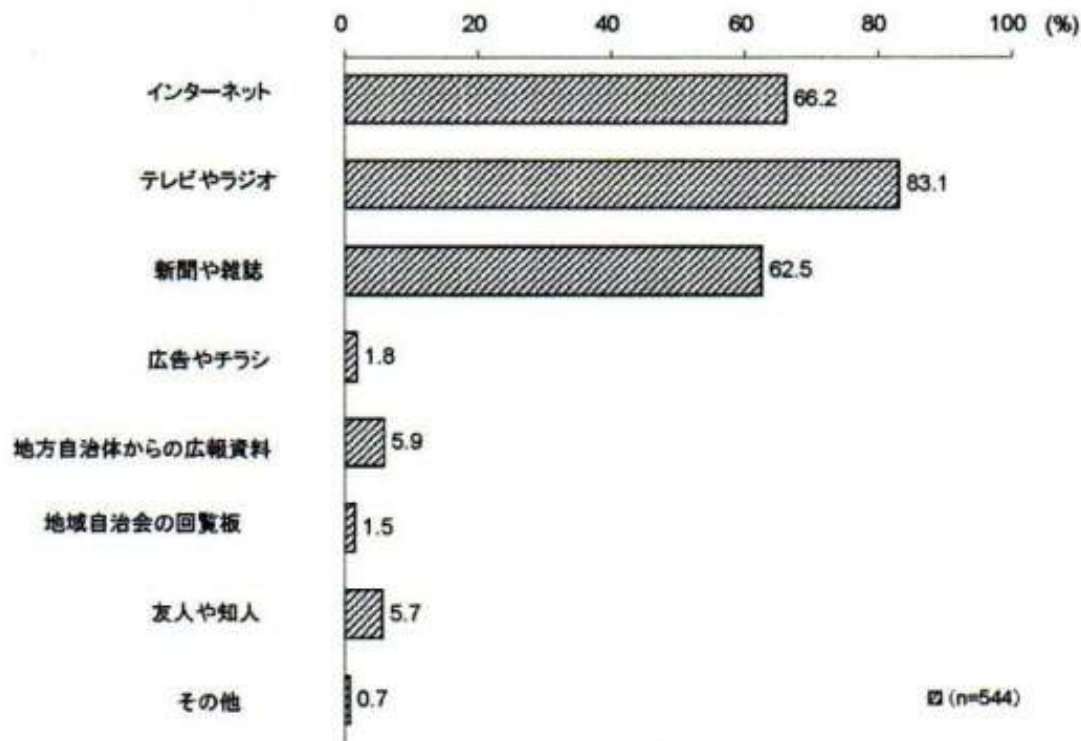
## 【消費者基本法第7条・消費者の役割】

- 消費者は自ら進んで…必要な知識を習得し、及び必要な情報を収集する等、自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない
- 消費者は消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない

## 【消費者庁のインターネット調査(H23 5/30~6/5)】

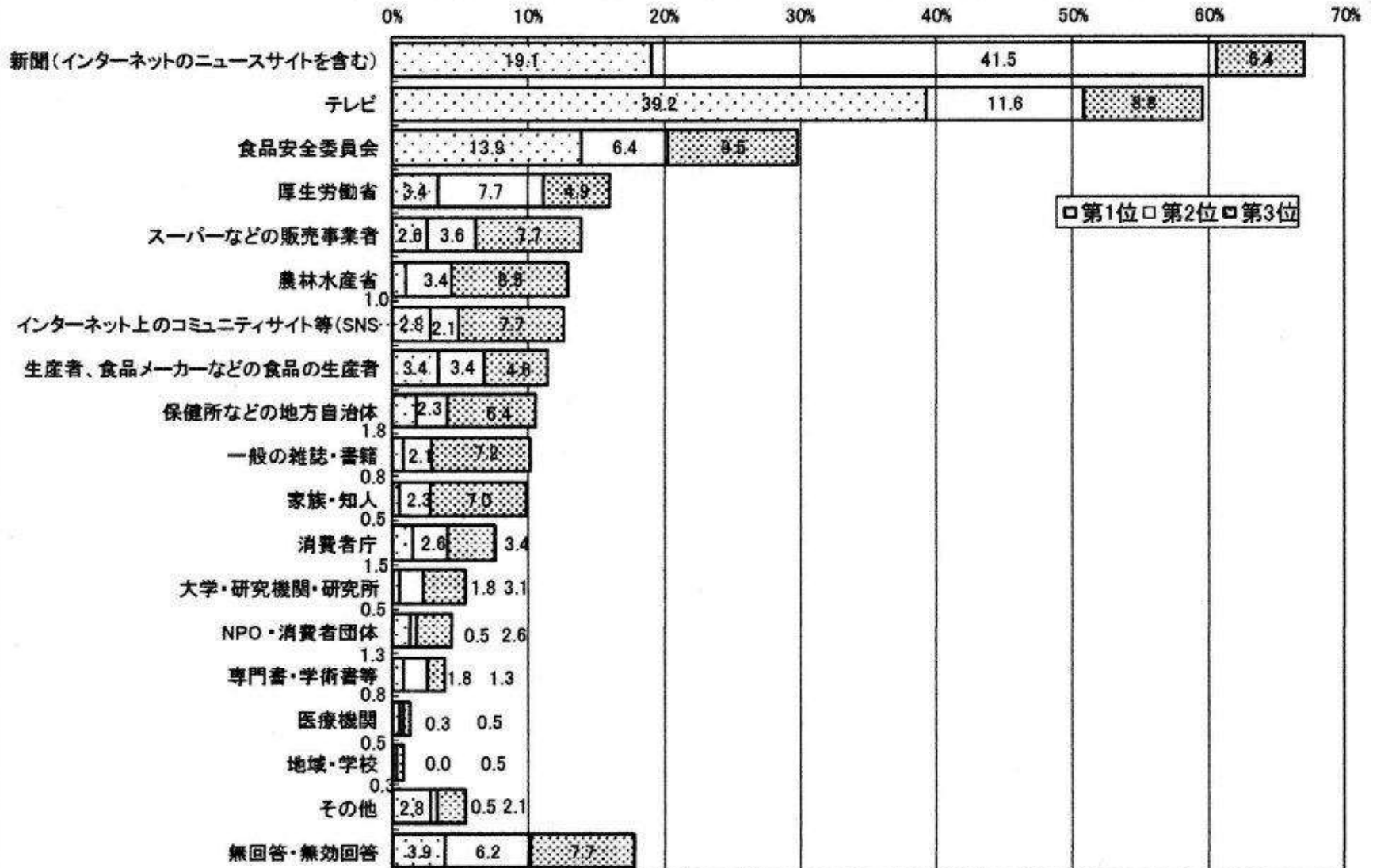
### 出荷制限されている食品の品目と地域についての情報をどこから得ているか？

- ▼ 全体では「テレビやラジオ」と回答した方が最も多く83.1%、次いで、「インターネット」と回答した方が66.2%、次いで、「新聞や雑誌」と回答した方が62.5%であった。





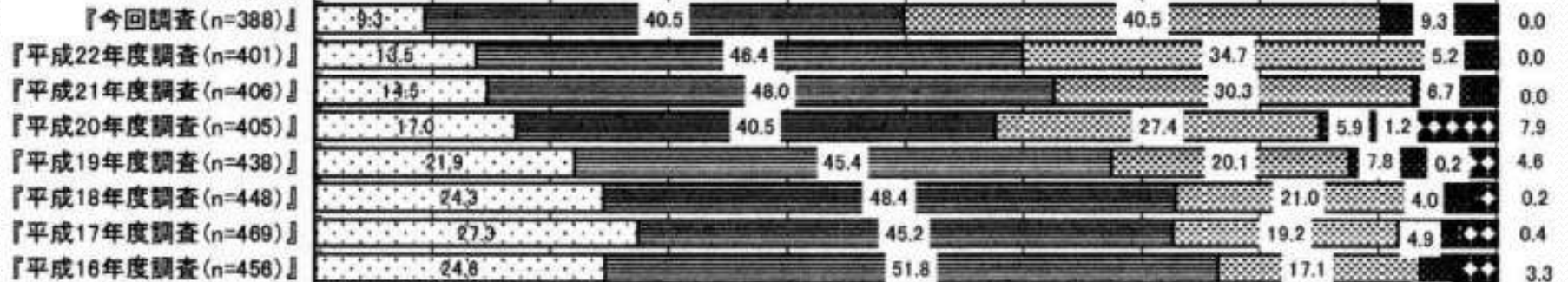
東日本大震災前後の飲食料品の購入等に係る意思決定の情報源



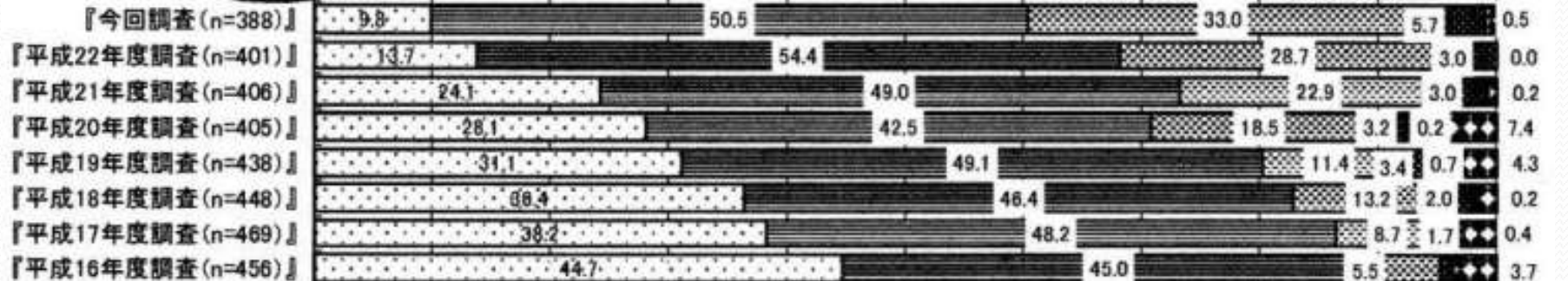
# 食品の安全性の観点から感じている不安の程度

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

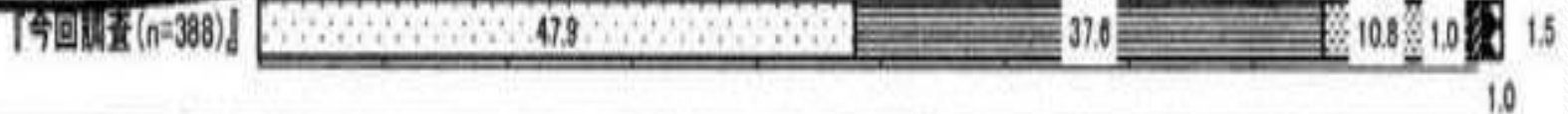
## ●食品添加物



## ●農薬



## ●放射性物質を含む食品の健康に与える影響



□①非常に不安である □②ある程度不安である □③あまり不安を感じない □④全く不安を感じない □⑤よく知らない ■無回答・無効回答



放射性物質を含む食品の健康に与える影響について不安を感じている理由 (n=332)

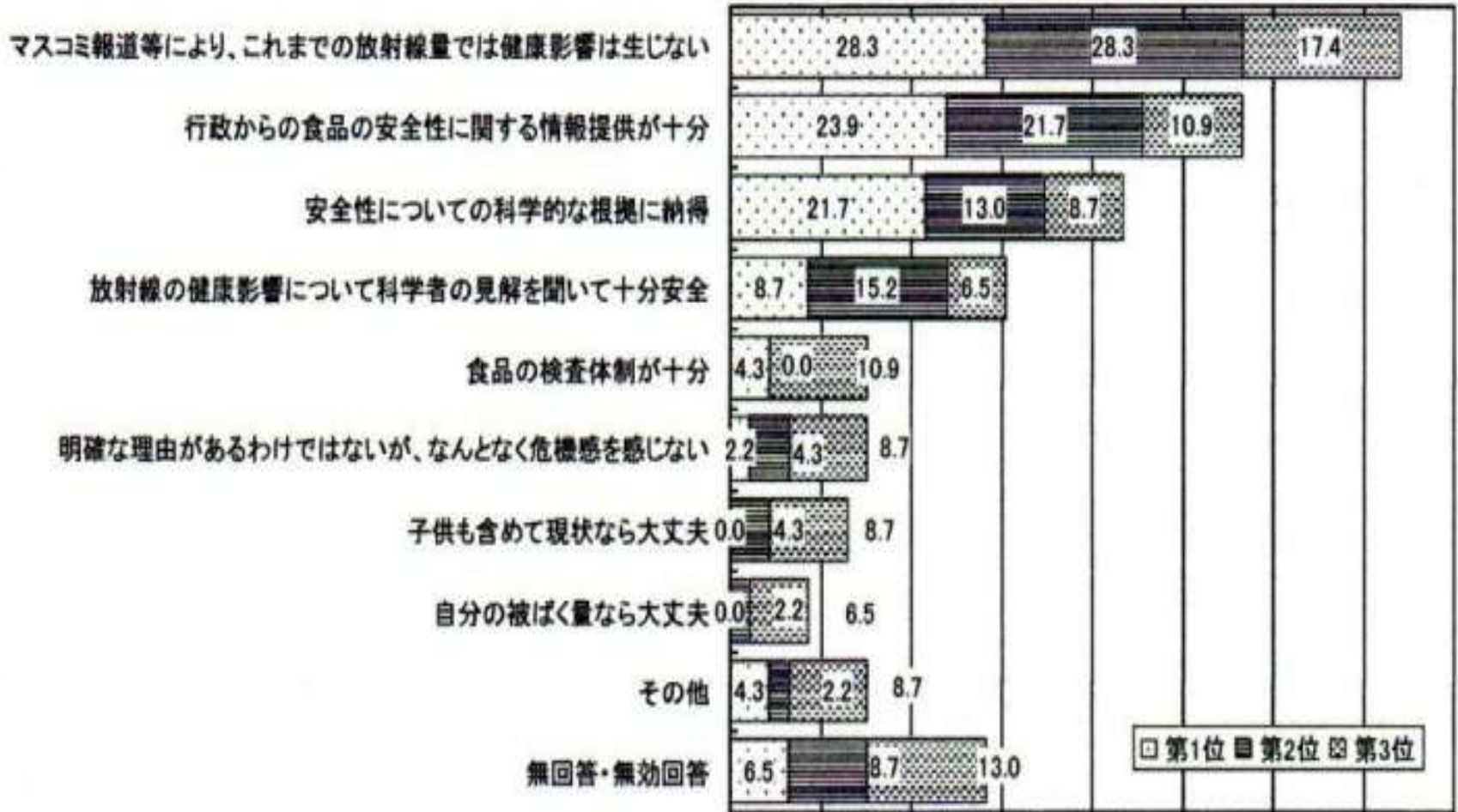
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80%





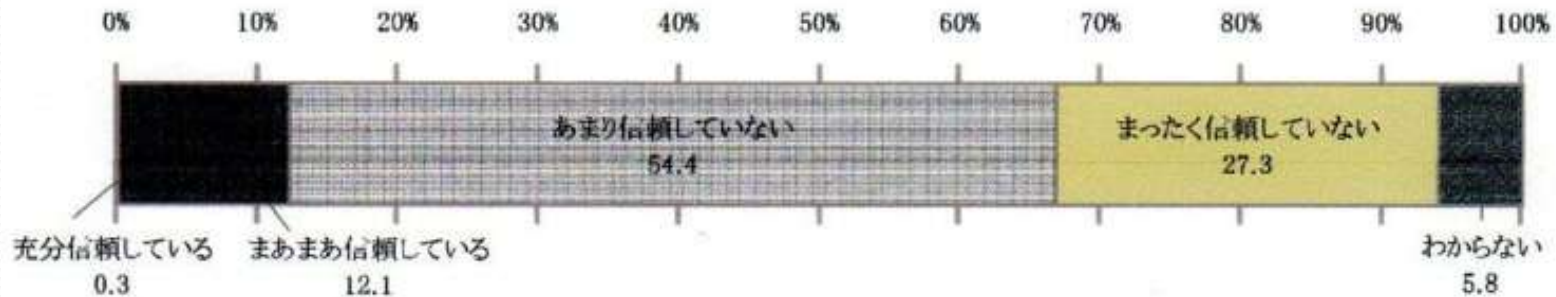
放射性物質を含む食品の健康に与える影響について不安を感じていない理由 (n=46)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80%

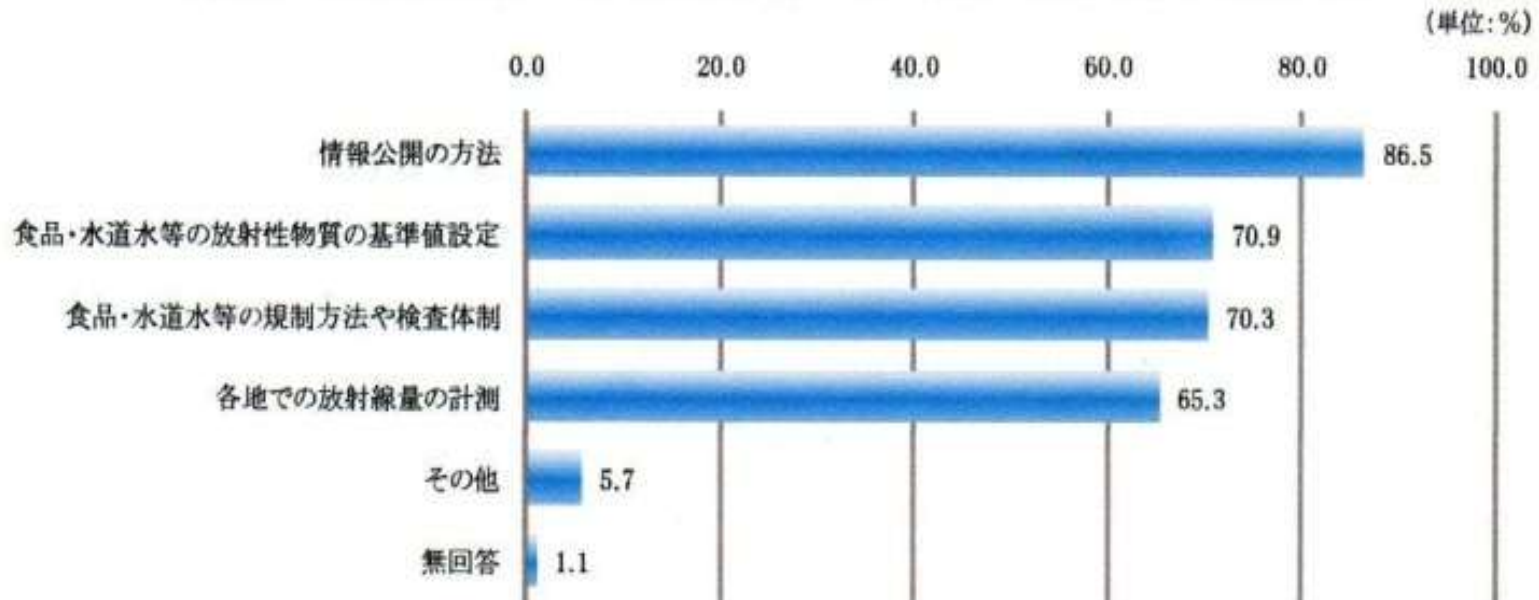


【日本生協連の組合員アンケート調査(H23 7/21~7/26)】  
日本生協連・エネルギー政策検討委員会で実施

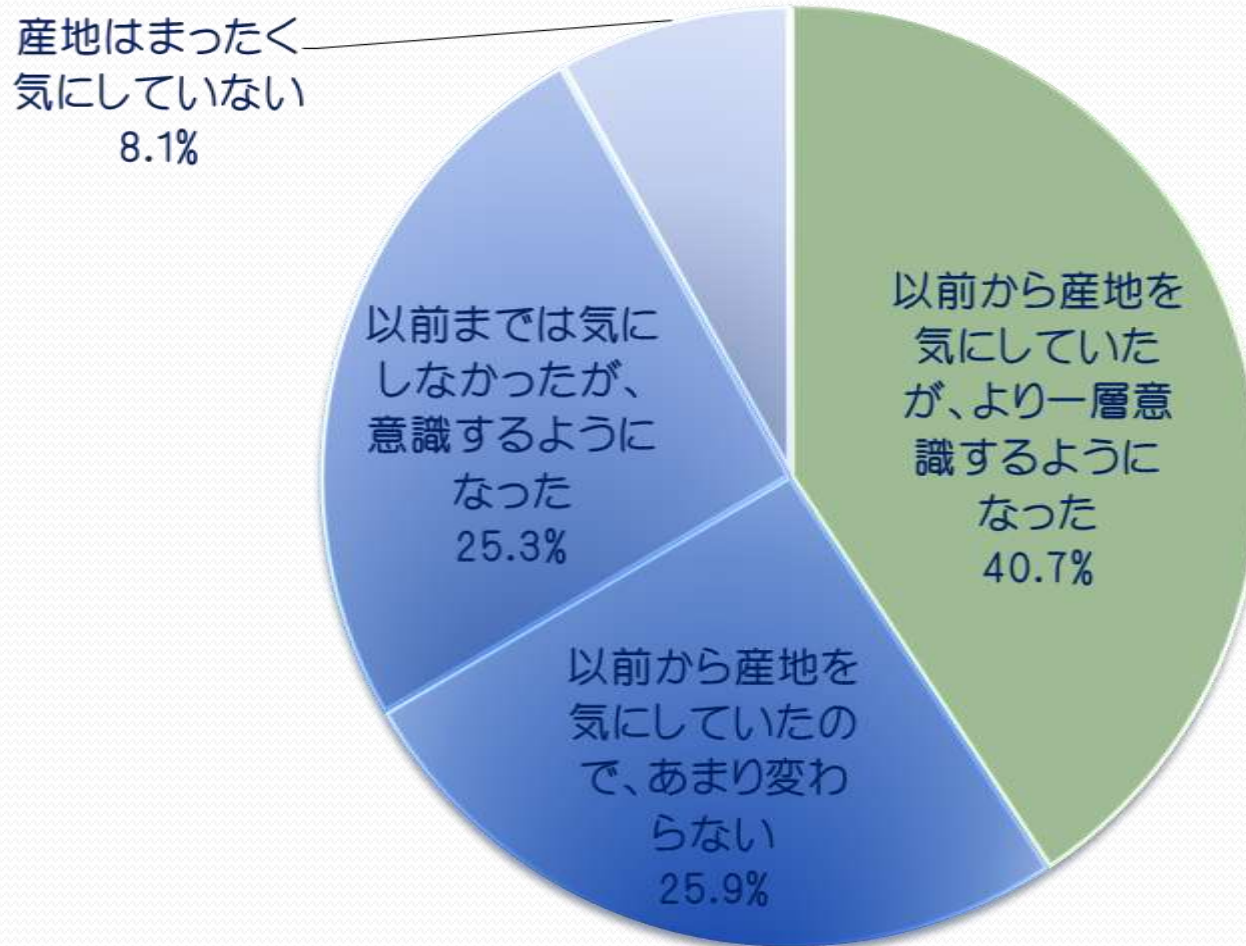
●問11 東電福島第一原発事故による放射能汚染問題への国の対応についての考え



●問12 放射能汚染問題への国の対応について十分でない、適切でないと感じるもの

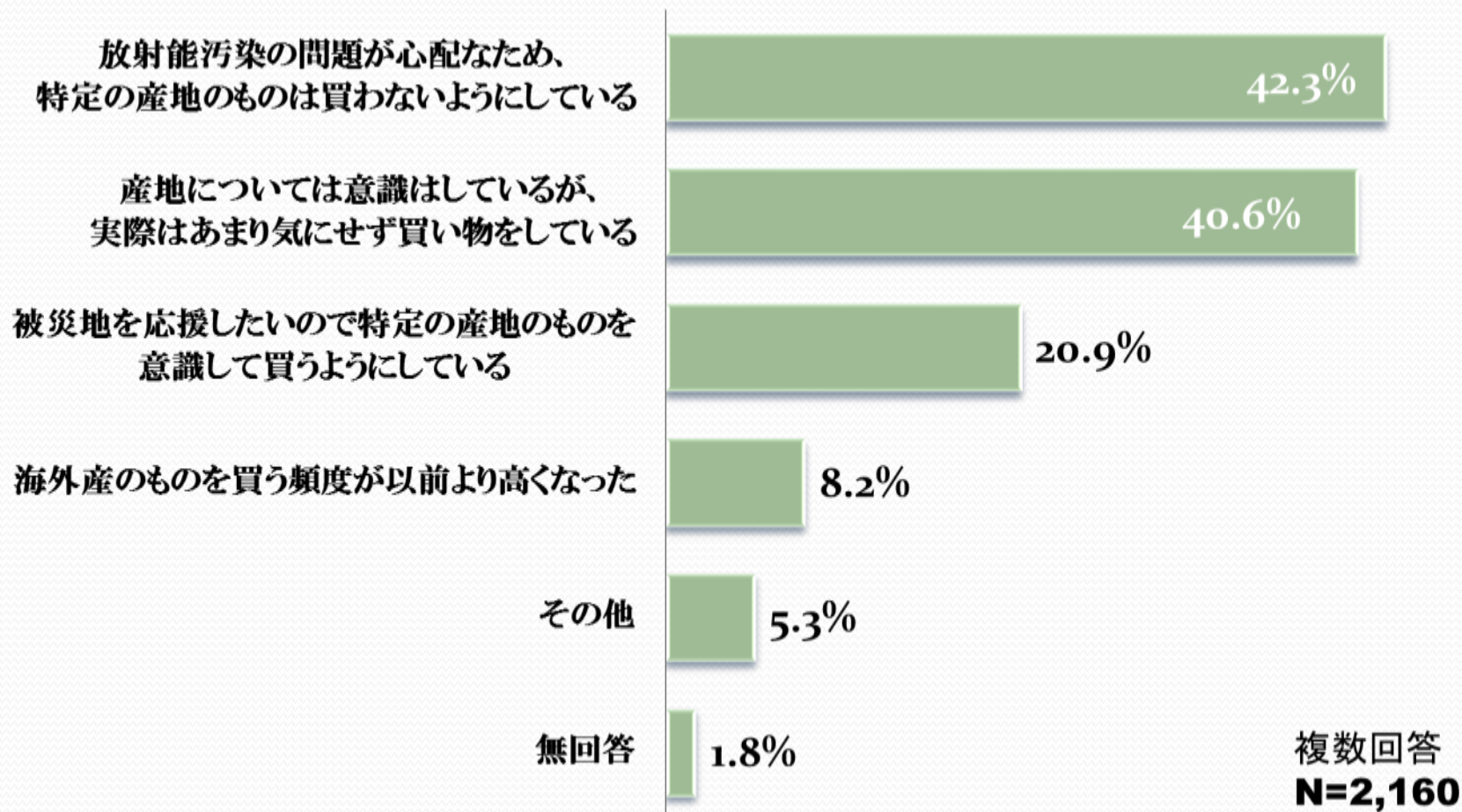


# 東電福島第一原発事故後、食料品を買う時に 産地を気にするようになったか





# 実際の買い物をする行動にどのような変化があったか



## 実際の買い物をする行動にどのような変化があったか

末子年齢別 回答		回答者 (人)	被災地を応援したいので特定の産地のものを意識して買うようにしている	放射能汚染の問題が心配なため、特定の産地のものは買わないようにしている	海外産のものを買う頻度が以前より高くなった	産地について意識はしているが、実際はあまり気にせず買い物をしている	その他	無回答
末子 年齢	合計	2,160	20.9%	42.3%	8.2%	40.6%	5.3%	1.8%
	1歳未満	78	14.1%	51.3%	14.1%	34.6%	5.1%	-
	1～3歳	285	12.6%	47.7%	9.1%	43.9%	4.2%	1.1%
	4～6歳	210	17.1%	49.0%	11.0%	37.6%	2.4%	1.9%
	7～12歳	389	17.2%	46.0%	8.0%	38.8%	5.9%	1.8%
	13～15歳	190	24.7%	39.5%	12.1%	41.6%	5.8%	1.1%
	15～20歳	256	22.3%	32.4%	3.5%	50.4%	4.7%	2.3%
	21歳以上 または子供なし	752	26.3%	39.6%	7.2%	38.3%	6.3%	2.1%

# 情報発信と啓発の役割はどこに？



## 【消費者基本法】・【消費者安全法】

- **国と地方自治体**；消費者政策の推進、啓発・広報・教育、情報収集・提供、消費者事故情報の集約分析と結果公表  
⇒関係省庁(経産・厚労・農水・環境ほか)、消費者庁、国民生活センター、地方自治体、消費者センター
- **事業者・事業者団体**；\*消費者の安全と取引の公正 \*情報提供 \*消費者の知識・経験・財産状況への配慮 \*苦情処理 \*国・地方公共団体への協力 \*環境保全への配慮 \*自主基準作成と信頼確保 \*苦情処理 \*自主基準作成支援や自主的な活動
- **消費者団体の役割**；消費者団体は消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。



# 消費者はゼロリスクを求めている、 消費者は科学的に考えない、という前に・・・

- 国民は原子力利用のリスクを正しく知らされていなかった！
- 原子力政策にも、リスク認識が欠如していた！  
⇒リスク管理がいい加減だった！

**不信！**



# 消費者と事業者、行政の信頼関係づくり ～どんな情報も“共有”して学び・支えあいたい～

- 率直な不安を出し合い、聞きあう！
- 検査や測定情報は、正直に、すべて提供する！
- 行政や専門家はわかりやすい言葉で、誠意をもって説明する！
- 生産者・事業者とも一緒に学び、考えあう！



福島駅・お土産コーナーでの  
検査データ開示(あんぽ柿)

もっと  
コミュニケーション！



宮城県・道の駅での  
農産物検査情報

# 正しく理解する力！

～消費者自身のエンパワメント！～



## 国際消費者機構（CI）消費者憲章における「消費者の5つの責任」

- ① **批判的意識**：商品やサービスの用途、価格、質に対し敏感で問題意識を持つ消費者になる責任
- ② **自己主張と行動**：自己主張し、公正な取引を得られるように行動する責任
- ③ **社会的関心**：自らの消費行動が他者に与える影響、とりわけ弱者に及ぼす影響を自覚する責任
- ④ **環境への自覚**：自らの消費行動が環境に及ぼす影響を理解する責任
- ⑤ **連帯**：消費者の利益を擁護し促進するため消費者として団結し、連帯する責任

“責任ある消費”と“連帯”！





# 信頼構築に向けた事業者のエンパワメント ～安全性確保と“説明力”アップ～

- 事業者自らが語る！

⇒コンプライアンス！

⇒正直に！正確に！熱意を込めて！

⇒挑戦をアピールする！

⇒“わが社だけ”意識”を捨て、同業者で規範を共有する！

- 消費者を信じる！

⇒不安につけ込んで、誤認を誘導しない！

- 行政に協力し、提案する！

⇒情報をつなぐ！

“正直”と“責任ある供給”！



# “安全”と“安心”のつなぎ役！

～メディアのエンパワメント！～



- 問題の本質を伝える！

⇒事実と「なぜ？」が大事！

⇒わかりやすく！正確に！熱意(怒り)を込めて！

- 消費者に寄りそう！

⇒不安をあおるのではなく、注意喚起する！

⇒“安心”につながる情報を伝える！（あれはどうなったの？）

- 行政に協力し、提案し、意見する！

⇒情報をつなぐ！

もっと“責任ある報道”！



# 【参考】放射性物質「新基準」(4/1施行)

～より一層の食品の安全と安心のために～

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、厚生労働省では、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、原子力災害対策本部の決定に基づき、暫定規制値を超える食品が市場に流通しないよう出荷制限などの措置をとってきました。暫定規制値を下回っている食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されています。しかし、**より一層、食品の安全と安心を確保するために、**事故後の緊急的な対応としてではなく、**長期的な観点から新たな基準値を設定しました**（平成24年4月1日から施行）。

## 新たな基準値の概要

放射性物質を含む食品からの被ばく**線量の上限**を、年間5ミリシーベルトから**年間1ミリシーベルト**に引き下げ、これをもとに放射性セシウムの基準値を設定しました。

### ○放射性セシウムの暫定規制値

食品群	規制値 (単位:ベクレル/kg)
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	
牛乳・乳製品	200
飲料水	200

※ 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定



- 食品の区分を変更
- 年間線量の上限を引き下げ

### ○放射性セシウムの新基準値

食品群	基準値 (単位:ベクレル/kg)
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

※放射性ストロンチウム、プルトニウムを含めて基準値を設定

シーベルト：放射線による人体への影響の大きさを表す単位

ベクレル：放射性物質が放射線を出す能力の強さを表す単位



## 線量の上限を1ミリシーベルトとした理由

- 食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の指標が、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されていること。
- 多くの食品の放射性物質の濃度が、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあること。

## 食品区分の考え方

- 特別な配慮が必要な「飲料水」「乳児用食品」「牛乳」は区分し、それ以外の食品は、個人の食習慣の違い（飲食する食品の偏り）の影響を最小限にするため、一括して「一般食品」と区分しています。

## 食品区分の範囲について

食品区分	設定理由	含まれる食品の範囲
飲料水	<ul style="list-style-type: none"><li>①すべての人が摂取し代替がきかず、摂取量が大きい</li><li>②WHOが飲料水中の放射性物質の指標値（10 Bq/kg）を提示</li><li>③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶</li></ul>
乳児用食品	<ul style="list-style-type: none"><li>○食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの</li><li>○乳児の飲食に供することを目的として販売するもの</li></ul>
牛乳	<ul style="list-style-type: none"><li>①子どもの摂取量が特に多い</li><li>②食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料</li></ul>
一般食品	<p>以下の理由により、「一般食品」として一括して区分</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能</li><li>②国民にとって、分かりやすい規制</li><li>③コーデックス委員会などの国際的な考え方と整合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○上記以外の食品</li></ul>



## 乳児用食品の範囲

### 乳児用調製粉乳



### 乳幼児を対象とした調製粉乳

フォローアップ  
ミルクなどの  
粉ミルクを含む



### 乳幼児向け飲料



飲用茶に該当す  
る飲料は飲料水  
の基準を適用

### 乳幼児用食品

おやつなど



### ベビーフード



### その他

服薬補助ゼリー 栄養食品  
など



- 表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含まれます。

## 牛乳の範囲

### 「牛乳」の区分に含む食品

牛乳 低脂肪乳 加工乳等 乳飲料



### 「一般食品」の区分に含む食品

乳酸菌飲料 発酵乳 チーズ



- 消費者から牛乳と同類の商品と認識されている乳飲料（牛乳や加工乳にビタミン類やミネラル類を添加したものは、「牛乳」の区分に含まれます。
- 乳酸菌飲料、ヨーグルトなどの発酵乳、チーズなどは「一般食品」の区分に含まれます。

## 干しいたけ、お茶などの取り扱い

加工食品などについては、原材料だけでなく、製造・加工された状態でも一般食品の基準を満たす必要があります。ただし、以下の食品については、実際に食べる状態を考慮して基準値が適用されます。

**乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など**  
原材料を乾燥させた状態で流通するが、水で戻して食べる食品

原材料の状態と食べる状態（水で戻した状態）の両方で、一般食品の基準値が適用されます。

**お茶、こめ油など**  
原料から抽出して飲んだり、使用したりする食品

お茶（緑茶）は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されます。米ぬかや菜種などを原料とする油は、油として一般食品の基準値が適用されます。

## 経過措置

新たな基準値は、平成24年4月1日からの施行ですが、市場に混乱が起きないように、準備期間が必要な食品については一定の期間、暫定規制値が適用されます。

**米・牛肉** ▶平成24年9月30日まで

**大豆** ▶平成24年12月31日まで

- ※暫定規制値が適用される期間内に製造・加工された食品は、賞味期限までは流通が認められます。
- ※暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されています。

# 消費者庁の施策

# 情報発信の強化と活用の促進

★「放射性物質検査機器」(166団体から243台申込)

⇒第1次で24台

〈福島14・茨城4・宮城2・栃木2・岩手1・千葉1〉

※今後第2次で50台、第3次では100台以上を確保する予定

★「放射性物質」リスクコミュニケーションの強化と情報提供

食品と放射能  
Q&A



市内にある市民測定所





# 安全を安心につなぐ～信頼の構造

不信・対立



“復興をともに！懇親食事会”  
被災地から取り寄せた食材を  
使ったお料理を楽しみました  
(2011.5.19 主婦会館レストラン)

共有！  
共感！



“責任ある  
供給”！

“責任ある  
施策と説明”！

“責任ある  
消費”！

# そして“協働”



2012年3月20日陸前高田にて



2012年3月21日消費者グループフォーラム・福島にて  
寸劇「買って食って飾って応援しよう！」(青森消費者協会)



コープの“食べるたいせつ”の取り組み

*Thank you !*